

4 在宅サービス率（25点）

80%以上	60%以上	40%以上	40%未満	在宅生活困難により、特養以外の施設に入所（入院）している
25点	20点	15点	10点	20点

※「在宅サービス利用率」とは支給限度基準額に対する実際のサービス利用額の単位の割合をいう。

※直近3ヶ月の在宅サービス利用率とする。なお、特養以外の施設に入所等していた者で退所後3ヶ月を経過していない者においては、入所前の直近3ヶ月か、それによりがたい場合には、退所後2ヶ月または退所後1ヶ月の利用率とする。

※在宅サービス利用率の算定対象となるサービスは次のとおりにする。訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

5 近住性（30点）

①施設所在地と入所希望者または家族の居住地が同一市町村内である。 （施設設備に係る同意書を交付した市町村を含む）	30点
②施設所在地と入所希望者または家族の所在地が同一高齢者福祉圏域内又は県内の隣接市町村である	20点
③入所希望者または家族の居住地が茨城県内である	10点
④入所希望者または家族の居住地が隣接市町村である	5点

※高齢者福祉圏（構成市町村）

水戸（水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）

日立（日立市、高萩市、北茨城市）

常陸太田・ひたちなか（常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町）

鹿行（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

土浦（土浦市、石岡市、かすみがうら市）

つくば（つくば市、常総市、つくばみらい市）

取手・龍ヶ崎（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町）

筑西・下妻（結城、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町）

古河・坂東（古河市、坂東市、五霞町、境町）